

令和 8 年 4 月 10 日
植 物 防 疫 所

ネパールにおけるコドリング発生に伴う輸入検疫措置の実施について

今般、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の 5 の項において、特にリスクの高い検疫有害動物として規定しているコドリング（*Cydia pomonella*）が、ネパールにおいて発生しているとの情報が新たに得られました。

このため、ネパールに対しては、規則別表 2 の 5 項で規定しているコドリングの寄主植物について、令和 8 年 3 月 31 日に、書簡により検査証明書の発給停止を要請しております。また、諸外国に対しても、令和 8 年 4 月 10 日付けで SPS 緊急通報により、我が国が当該植物の輸入を停止する旨を通知しております。

つきましては、今後、当該植物の輸入検査においては、下記により対応を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 対象植物

ネパールから輸入されるコドリングの寄主植物（規則別表 2 の 5 項で規定されている植物）

2. 輸入検査

- （1）令和 8 年 3 月 31 日以前に発給された検査証明書を添付し輸入された対象植物については、綿密な目視検査を実施。
- （2）令和 8 年 4 月 1 日以降に発給された検査証明書を添付し輸入された対象植物について、廃棄を命ずる。

○ SPS 緊急通報（G/SPS/N/JPN/1403）

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/G/SPS/NJP1403.pdf&Open=True>